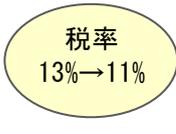


2017年5月16日

財政部・税務総局、増値税の税率区分13%を廃止

財政部・税務総局は、2017年4月28日付で、《増値税税率の簡素化・統合関連政策に関する通知》（財税[2017]37号、以下「本通知」）を公布しました。2017年7月1日より、増値税の13%の税率区分が廃止され、従来13%が適用されていた品目は11%へ引き下げとなります。

本通知の施行後（変更点は青字、2017年7月1日より適用）		
増 値 税 率	17%	<ul style="list-style-type: none"> ● 貨物の販売または輸入（一部を除く） ● 加工・修理・補修役務の提供 ● 有形動産リースサービス（ファイナンスリース・オペレーティングリース）の提供
	11%	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の貨物の販売または輸出： <ul style="list-style-type: none"> ● 農産品（食糧を含む）、水道水、暖気、液化石油ガス、天然ガス、食用植物油、冷気、熱水、石炭ガス、住民用石炭製品、食塩、農業用機械、飼料、農薬、農業用フィルム、化学肥料、メタンガス、ジメチルエーテル、書籍、新聞、雑誌、AV製品、電子出版物 ● 基礎電信サービスの提供 ● 交通運輸サービス・郵便サービス・建築サービス等の提供 ● 不動産リースサービス（ファイナンスリース・オペレーティングリース）の提供 ● 土地使用权の譲渡 ● 不動産（建築物・構築物）の販売
	6%	<ul style="list-style-type: none"> ● 付加価値電信サービスの提供 ● 金融サービス（貸付サービス・保険サービス等）の提供 ● 現代サービス（情報技術サービス・鑑定証明コンサルティングサービス等）の提供 ● 生活サービス（文化スポーツサービス・教育医療サービス等）の提供 ● 無形資産（技術・商標・著作権等）の販売
	0%	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際運輸サービスの提供 ● 宇宙運輸サービスの提供 ● 国外単位向けに提供する国外で完全に消費される関連サービス
	5%	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産販売・不動産オペレーティングリースで特別の規定がある場合
徴 収 率	3%	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模納税者のサービス・無形資産・不動産の販売に簡易税額計算方法を適用する場合 ● 一般納税者の特定の課税行為に簡易税額計算方法を選択することができる場合


 税率
13%→11%

SMBC NEWS



◇（参考）最近公布された税収措置の変更

2017年4月20日、国家税務総局は「国家税務総局公告 2017年第11号」を公布し、2017年7月1日以降、増値税専用発票などの仕入証憑の認証期限を180日から360日に延長することを発表しました。

● 【増値税】仕入証憑の認証期限を180日から360日に延長

2017年7月1日より、増値税一般納税者が取得した2017年7月1日以降に発行された増値税専用発票・自動車販売統一発票は、発行日から360日以内に認証を受ける、または増値税発票選択確認プラットフォームにログインして確認を行い、併せて規定の納税申告期限内に主管国税機関に仕入税額の控除を申告しなければならない。

増値税一般納税者が取得した2017年7月1日以降に発行された税関輸入増値税専用納付書は、発行日から360日以内に主管国税機関に「税関税金完納証憑控除リスト」を送付し、審査照合を申請しなければならない。

納税者が取得した2017年6月30日以前に発行された増値税税控除証憑は、引き続き「国家税務総局：増値税の税控除証憑の控除期限調整関連問題に関する通知」（国税函[2009]617号）に基づき執行する。

また、2017年4月19日、国務院常務会議は複数の減税措置を決定しました。前述の増値税率区分の変更以外に、主に以下4項目の措置があります。

● 【企業所得税】小型薄利企業の年間課税所得額の上限を30万元から50万元に引上げ

2017年1月1日から2019年12月31日まで、年間課税所得額が50万元を超えない小型薄利企業[※]は、課税所得額の計算時にその所得の50%で計上し、20%の優遇税率で企業所得税を納付できる。

※ 従業員数、資産総額などの条件は、企業所得税法及びその实施条例、財税[2015]34/99号等ご参照

● 【企業所得税】科学技術型中小企業の研究開発費用の税引前追加控除率を50%から75%に引上げ

科学技術型中小企業の研究開発活動で実際に発生した研究開発費用について、無形資産を形成せずに当期損益に計上する場合、2017年1月1日から2019年12月31日の期間は、通常控除に加えて実際の発生額の75%を追加控除できる。無形資産を形成した場合、当期間内は無形資産原価の175%を税引前に償却できる。

※ 詳細は国科発政[2017]115号、財税[2017]34号ご参照

● 【企業所得税】ベンチャー投資企業向け課税所得額控除の優遇政策、投資額の70%を控除可

会社制ベンチャー投資企業が、持分投資方式により創業準備段階・初期創業期にある科学技術型企業へ投資した場合、2年（24ヶ月）に到達した当年に投資額の70%を当該ベンチャー投資企業の課税所得額から控除できる。当年の控除が不足した場合、以降の納税年度で振替控除できる。

上記政策は2017年1月1日より試行を開始し、試行地区は北京・天津・河北・上海・広東・安徽・四川・武漢・西安・瀋陽の全面的刷新改革試験区域及び蘇州工業園区とする。

※ 詳細は財税[2017]38号ご参照

SMBC NEWS



● 【個人所得税】商業健康保険の個人所得税試行政策を全国に拡大

2017年7月1日より、個人による商業健康保険商品購入の支出に関して、当年（月）の課税所得額から控除することを許可し、控除限度額は2,400元/年（200元/月）とする。企業が従業員のために商業健康保険商品を一括購入した場合の支出は、従業員個人の給与賃金にそれぞれ計上し、個人の購入と見なして、上記限度額に基づき控除できる。

上記限度額の控除は個人所得税法が規定する費用控除の基準外の控除とする。

※ 詳細は財税[2017]39号ご参照

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西岗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599